

平成 2 4 年 第 5 回

芦北町議会 1 2 月定例会会議録

開会 平成 2 4 年 1 2 月 4 日

閉会 平成 2 4 年 1 2 月 6 日



熊本県芦北町議会

平成24年第5回芦北町議会定例会会期日程

月 日	曜日	日 程
1 2 ・ 4	火	本会議（開 会） 諸報告 議長諸般の報告 行政報告 町長の提案理由説明 議案審議 （散 会）
5	水	休会
6	木	本議会（開 議） 一般質問 閉会中の継続審査・調査の申出 （閉 会）

目次

第1号（12月4日）		頁
1	議事日程	3
2	出席議員氏名	4
3	欠席議員氏名	4
4	説明のため出席した者の職氏名	4
5	事務局職員出席者	4
6	開会 開議	9
	日程第1 会議録署名議員の指名	9
	日程第2 会期の決定について	9
	日程第3 諸報告	9
	日程第4 町長の提案理由説明	10
	日程第5 陳情第1号 湯浦慰霊塔の移設に関する陳情について	10
	日程第6 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて 平成24年度芦北町一般会計補正予算(第7号)	11
	日程第7 議案第61号 平成24年度芦北町一般会計補正予算(第8号)	12
	日程第8 議案第62号 平成24年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予 算(第1号)	15
	日程第9 議案第63号 平成24年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計補正 予算(第1号)	16
	日程第10 議案第64号 芦北町暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定に ついて	17
	日程第11 議案第65号 芦北町証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	18
	日程第12 議案第66号 芦北町税条例の一部を改正する条例の制定について	18
	日程第13 議案第67号 水俣芦北広域行政事務組合の共同処理する事務の変更 及び規約の一部変更について	20
	日程第14 同意第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて… (一括議題＝日程第15から日程第16まで)	21 22
	日程第15 請願第2号 熊本県へ子ども医療費完全無料化を就学前まで拡充す ることを求める意見書提出に関する請願について	22
	日程第16 陳情第10号 湯浦地域の振興と安全安心のまちづくりに関する陳情 について	22
7	散会	22

第2号（12月6日）

1	議事日程	25
2	出席議員氏名	25
3	欠席議員氏名	25
4	説明のため出席した者の職氏名	25
5	事務局職員出席者	26
6	開議	30
	日程第1 一般質問	30
	（1）宮内道則議員第1回目一般質問	30
	○竹崎町長答弁	31
	○山口建設課長答弁	32
	○柳田農林水産課長答弁	32
	宮内道則議員第2回目一般質問	33
	（2）坂本登議員第1回目一般質問	33
	○竹崎町長答弁	35
	○山元商工観光課長答弁	36
	○楠原住民生活課長答弁	36
	○坂梨総務課長答弁	36
	坂本登議員第2回目一般質問	36
	○山元商工観光課長答弁	36
	坂本登議員第3回目一般質問	37
	○竹崎町長答弁	37
	坂本登議員第4回目一般質問	37
	○竹崎町長答弁	38
	坂本登議員第5回目一般質問	38
	○井上企画財政課長答弁	39
	坂本登議員第6回目一般質問	39
	○井上企画財政課長答弁	39
	坂本登議員第7回目一般質問	40
	○竹崎町長答弁	40
	坂本登議員第8回目一般質問	40
	○楠原住民生活課長答弁	41
	坂本登議員第9回目一般質問	42

(一括議題＝日程第 2 から日程第 5 まで)

日程第 2	総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出……………	42
日程第 3	建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出……………	42
日程第 4	文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の申出……………	42
日程第 5	議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出……………	42
7	閉会……………	42

平成24年第5回芦北町議会定例会議事日程（第1号）

平成24年12月4日
午前10時開会
於 議 場

1 議事日程

開会宣告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
 - 議長諸般の報告
 - 行政報告
- 日程第4 町長の提案理由説明
- 日程第5 陳情第1号 湯浦慰霊塔の移設に関する陳情について
- 日程第6 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて
平成24年度芦北町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第7 議案第61号 平成24年度芦北町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第8 議案第62号 平成24年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第63号 平成24年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第64号 芦北町暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第65号 芦北町証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第66号 芦北町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第67号 水俣芦北広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第14 同意第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第15 同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
(一括議題＝日程第15から日程第16まで)
- 日程第16 請願第2号 熊本県へ子ども医療費完全無料化を就学前まで拡充することを求める意見書提出に関する請願について
- 日程第17 陳情第10号 湯浦地域の振興と安全安心のまちづくりに関する陳情について
(散 会)

2 出席議員（15人）

1番 坂 本 登 君
 3番 宮 内 道 則 君
 5番 古 村 逸 男 君
 7番 草 野 安 道 君
 10番 宮 尾 秀 行 君
 12番 川 尻 成 美 君
 14番 岡 部 恵 美 子 君
 16番 藤 井 公 明 君

2番 林 田 燿 宏 君
 4番 寺 本 順 一 君
 6番 白 坂 康 浩 君
 9番 元 山 秀 志 君
 11番 平 松 洋 一 君
 13番 水 口 宣 一 君
 15番 寺 本 修 一 君

3 欠席議員（1人）

8番 前 田 徹 一 君

4 説明のため出席した者の職氏名（17人）

町 長 竹 崎 一 成 君
 教 育 長 竹 浦 裕 道 君
 企画財政課長 井 上 民 男 君
 住民生活課長 楠 原 清 照 君
 農林水産課長 柳 田 豊 彦 君
 建 設 課 長 山 口 純 志 君
 会計管理者兼会計室長 早 川 純 一 君
 教 育 課 長 本 山 昭 君
 農業委員会事務局長 江 上 繁 君

副 町 長 藤 崎 正 司 君
 総 務 課 長 坂 梨 優 君
 税 務 課 長 吉 田 茂 君
 福 祉 課 長 宮 下 祐 一 君
 商工観光課長 山 元 信 作 君
 上下水道課長 湯 野 一 之 君
 田浦基幹支所長 野 口 博 司 君
 生涯学習課長 藤 井 哲 郎 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 寺 川 健 一 君 次 長（主幹） 福 田 貴 司 君

議長諸般の報告

- 1 例月現金出納検査結果報告書（別紙のとおり）
- 2 水俣芦北広域行政事務組合議会定例会
期 日 平成24年10月9日（火）
場 所 水俣芦北広域行政事務組合講堂
議 題 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（原案承認）
議案第8号 水俣芦北広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）
議案第9号 物品購入契約について（原案可決）
議案第10号 平成24年度水俣芦北広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）（原案可決）
発議第1号 水俣芦北広域行政事務組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について（原案認定）
- 3 南九州西回り自動車道熊本県建設促進期成会
期 日 平成24年11月5日（月）
場 所 国土交通省 九州地方整備局（福岡市）
- 4 熊本県町村議会議員研修会
期 日 平成24年11月6日（火）
場 所 県立劇場
内 容 講演「日本の政治の課題とこれからの政治経済」
講師 朝日新聞オピニオン編集長兼論説主幹代理 星 浩 氏
- 5 町村議会議長全国大会
期 日 平成24年11月14日（水）～15日（木）
場 所 NHKホール（東京都）
内 容 ・要望事項24件、9地区の要望9件の提案理由説明
・決議「東日本大震災からの復興と大規模災害対策の確立に関する特別決議」他
・要望実現の為の「ガンバローコール」等
・特別講演「地方財政の現状と課題」
講師 地方財政審議会会長・東京大学名誉教授 神野直彦 氏

上記のとおり報告します。

平成24年12月4日

芦北町議会議長 藤 井 公 明

芦町監第36号
平成24年11月7日

芦北町議会議長 藤 井 公 明 様

芦北町監査委員 山 下 生 吾
芦北町監査委員 古 村 逸 男

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

1. 検査の対象

会計管理者の権限に属する現金（歳計現金、一時借入金及び基金並びに歳入歳出外現金）の出納及び保管

2. 検査現在期日

平成24年10月31日

3. 検査実施日

平成24年11月7日

4. 検査の結果及び意見

検査現在期日における歳計現金及び基金並びに歳入歳出外現金（一時借入金なし）の保管状況は、預金通帳、保管現金及び現金保管状況一覧表と照合した結果すべて符合し相違ないこと及び適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納にかかる証拠書類及び関係帳表と照合、検査の結果、計数に誤りはなく何ら不正非違の点も見受けられず、すべて適正に処理されていることを認めた。

なお、参考まで検査現在期日における現金の現在高は、次のとおりである。

一般会計・特別会計	歳 計 現 金	1,672,717,210 円
	一 時 借 入 金	0 円
	基 金 に 関 す る 現 金	3,688,941,576 円
	歳 入 歳 出 外 現 金	44,774,521 円
	計	5,406,433,307 円
水道事業会計		281,222,861 円

議員派遣の結果報告

1 熊本県町村議会議長会（議員研修会）

- （１）目 的 分権時代に対応した議会の活性化に資するため
- （２）派遣場所 熊本県立劇場演劇ホール
- （３）期 間 平成２４年１１月６日（火）
- （４）派遣議員 議員１２名参加
- （５）内 容 講演「日本の政治の課題とこれからの政治経済」
講師 朝日新聞オピニオン編集長兼論説主幹代理 星 浩 氏

2 水俣・芦北地域振興推進協議会並びに南九州西回り自動車道熊本県建設促進期成会後期要望活動

- （１）目 的 水俣芦北振興計画及び西回り自動車道の早期実現他要望のため
- （２）派遣場所 国土交通省、財務省、環境省、総務省、地元選出国會議員（東京）
- （３）期 間 平成２４年１１月１３日（火）～１４日（水）
- （４）派遣議員 寺本副議長
- （５）内 容 第五次水俣・芦北地域振興計画の推進について
南九州西回り自動車道の早期実現について

3 熊本県町村議会議長会（広報研修会）

- （１）目 的 議会広報の活性化に資するため
- （２）派遣場所 自治会館 講堂
- （３）期 間 平成２４年１１月２８日（水）
- （４）派遣議員 議会広報特別委員３名参加
- （５）内 容 ・第１１回熊本県町村議会広報コンクール表彰
・パネルディスカッション
テーマ「一般質問の取扱い」について

上記のとおり報告する。

平成２４年１２月４日

芦北町議会議長 藤 井 公 明

平成 2 4 年 第 5 回 芦北町議会 定例会 請願・陳情文書表

受理年月日 番 号	住 所	氏 名	要 旨	所管委員会
H24.10.30 請願第 2 号	芦北町大字 湯浦 66-25	熊本県の子ども医 療費無料化をすす める県民の会 芦北部局代表 山近 峰子 紹介議員 坂本 登	熊本県へ子ども医療費完全無 料化を就学前まで拡充するこ とを求める意見書提出に関す る請願	文教厚生 常任委員会
H24.10.22 陳情第 10 号	芦北町大字 湯浦 1507-4	湯浦活性化協議会 会長 宮島 澄廣	湯浦地域の振興と安全安心の まちづくりに関する陳情	文教厚生 常任委員会

開会 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（藤井公明君） おはようございます。

開会前に議員のみなさんにお知らせします。本定例会で審議を予定しておりました同意第 3 号「教育委員会の任命につき同意を求めることについて」は、竹崎町長から昨日撤回する旨の申し出がありましたので、会議規則第 19 条但し書の規定によりこれを許可します。

事件の撤回につきましては、会議の議題となった事件を撤回し、又は修正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回するときには議会の許可が必要であります。今回は会議の議題となる前でありますので、文書により提出されました。議長において許可いたしました。お配りしております議事日程の日程第 15 号、同意第 3 号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は撤回されましたので、そのように御理解を願いたいと思います。

ただいまから平成 24 年第 5 回芦北町議会定例会を開会します。前田君から欠席届が出ております。ただちに本日の会議を開きます。お手元に配布の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

-----○-----

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（藤井公明君） 日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、7 番 草野君及び 9 番 元山君の 2 人を指名します。

-----○-----

日程第 2 会期の決定について

○議長（藤井公明君） 日程第 2 「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、先に開催されました議会運営委員会において、12 月 6 日までとの答申がっております。本日から 12 月 6 日までの 3 日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。本定例会の会期は、本日から 12 月 6 日までの 3 日間に決定しました。

-----○-----

日程第 3 諸報告

○議長（藤井公明君） 日程第 3 「諸報告」を行います。

例月現金出納検査結果、閉会中に出席した議長の諸般の報告、議員派遣の結果報告及び町長の行政報告の内容は、議席に配布のとおりです。

以上で諸報告を終わります。

-----○-----

日程第4 町長の提案理由説明

○議長（藤井公明君） 日程第4「町長の提案理由説明」を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

本日ここに、芦北町議会12月定例会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、師走のお忙しい中に御出席をいただき、ありがとうございました。

また本定例会に付議しました議案の提案理由について、その概要を申し上げます。

まず、平成24年度芦北町一般会計補正予算に係る専決処分の承認1件、平成24年度芦北町一般会計補正予算ほか特別会計に係る補正予算2件、芦北町暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定ほか条例改正2件、水俣芦北広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についての合計7議案を提案しております。

また、教育委員会委員の任命に係る人事案件1件を合わせて提案しております。

御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（藤井公明君） 町長の説明が終わりました。

-----○-----

日程第5 陳情第1号 湯浦慰霊塔の移設に関する陳情について

○議長（藤井公明君） 日程第5、3月定例会で文教厚生常任委員会に付託しておりました陳情で、閉会中の継続審査としておりました陳情第1号「湯浦慰霊塔の移設に関する陳情について」、委員長報告を求めます。白坂文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（白坂康浩君） みなさん、おはようございます。

文教厚生常任委員長報告を申し上げます。本年の3月定例会において、当委員会に付託され継続審査となっておりました陳情第1号「湯浦慰霊塔の移設に関する陳情」につきまして、去る11月12日、担当課に出席を求め審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。

前回の委員会におきましては、移設事業の実施主体をどこにするのか、また移設の方法や費用負担等について問題があるため、遺族会の考え方を確認する必要があることや同時期に建立された他の慰霊塔、慰霊碑との整合性を図る必要があるため、継続審査としておりました。

湯浦遺族会におきましては、現在の組織の状況を考えた場合、湯浦遺族会が事業の実施主体となり移設を行うことは難しいということであります。また、他の地域の慰霊碑等との整合性につきましては、合同の役員会が開かれ、その中で湯浦遺族会から慰霊塔移設に関する説明がなされておりますが、それぞれの遺族会においても高齢化が進んでおり管理等に問題が生じているようであります。

審査の結果、「湯浦慰霊塔の移設に関する陳情」につきましては、他の遺族会との調整も考慮したうえで、審議する必要があることから、全会一致で継続審査とすることに決しました。

以上で、文教厚生常任委員長報告を終わります。

○議長（藤井公明君） 委員長報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第1号「湯浦慰霊塔の移設に関する陳情」について採決します。

お諮りします。委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり、継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

—————○—————

日程第6 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて

平成24年度芦北町一般会計補正予算（第7号）

○議長（藤井公明君） 日程第6、承認第9号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。井上企画財政課長。

○企画財政課長（井上民男君） 承認第9号、専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。平成24年度芦北町一般会計補正予算第7号を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、11月19日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

今回の補正は、平成24年11月16日に衆議院が解散したことにより、その選挙費を措置したもので、議会召集の時間的余裕がなかったため専決処分をしたものでございます。

予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,630万4,000円を追加し、予算の総額を109億3,418万2,000円とするものでございます。

それでは歳出から御説明をいたします。予算書7ページになります。

款2、総務費です。衆議院議員選挙費1,630万4,000円は、平成24年12月16日に予定をされております衆議院議員選挙に係る事務費で、報酬、郵便料、選挙ポスター掲示板設置委託料などでございます。

次に歳入について御説明を申し上げます。6ページをお開きください。

財源につきましては、衆議院議員選挙費委託金1,630万4,000円を計上しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから、承認第9号を採決いたします。お諮りします。

本案は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第9号は、承認することに決定しました。

—————○—————

日程第7 議案第61号 平成24年度芦北町一般会計補正予算（第8号）

○議長（藤井公明君） 日程第7号、議案第61号「平成24年度芦北町一般会計補正予算（第8号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。井上企画財政課長。

○企画財政課長（井上民男君） 議案第61号、平成24年度芦北町一般会計補正予算（第8号）について、御説明を申し上げます。今回の補正は予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,317万6,000円を追加し、予算の総額を109億5,735万8,000円とするものでございます。また、第2条で債務負担行為の補正を計上をいたしております。

主な補正の内容につきましては、予算書等お手元に配布しております資料を基に歳出から御説明をいたします。予算書は10ページからになります。

まず、各款の職員の人件費、給与費、給料、職員手当、共済費の補正につきましては、配布をいたしております資料で御説明をいたします。1枚紙の資料をお手元に配布をいたしております。それを御覧いただきたいというふうに思います。

節2、給料、節3、職員手当等、節4、共済費につきましては、自己都合退職者の発生、育児休業の取得、市町村共済組合への追加費用負担率の変更、人事異動等に伴います補正で総額4,501万4,000円の減額となっております。

内訳につきましては、予算書の26ページから28ページの給与費明細書のとおりでございます。

以降、各款の補正につきましては、人件費補正を省略して説明を申し上げます。予算書11ページをお開きください。

まず、款2、総務費です。目5、財産管理費の補正額1億円につきましては、地方財政法の規定にのっとり、前年度決算剰余金の処分を行うもので、町有施設整備基金に1億円を積み立てるものでございます。

予算書12ページになります。

項3、目1、戸籍住民基本台帳の節の報酬50万2,000円と、節4、共済費の社会保険料7万5,000円は、11月より女性職員が1名が育児休業をしたことに伴い雇用します嘱託職員1名分の費用でございます。

予算書13ページになります。

款3、民生費です。目2、障害者福祉費の3,331万3,000円は、平成25年4月からの障害者総合支援法施行に伴いますシステム改修委託料29万9,000円と、利用実績の増加見込みに伴います日常生活用具給付費、補装具費、自立支援給付費等の扶助費の増加分3,301万4,000円でございます。

予算書14ページになります。

目5、後期高齢者医療費の249万1,000円は、平成24年度支出額の確定に伴います後期高齢者医療事業特別会計への繰出金の補正でございます。

予算書14ページから15ページになります。

目5、保育所費、節11の需用費201万5,000円は湯浦保育所のフェンス及び汚水ポンプの劣化に伴い、安全確保のために行います振替修繕料及び大野保育所の乳児室床の修繕料でございます。節18、備品購入費の3万8,000円は、大野保育所乳児室の湯沸かし器が老朽化したことによる購入費でございます。

款4、衛生費です。目1、保険衛生総務費の節1、報酬11万8,000円と節9、旅費3万円は、平成25年度から実施予定の国保健康づくり推進事業に係る事前検討を行うための委員報酬、視察等の旅費でございます。目6、生活排水対策事業費の繰出金740万6,000円は、芦北処理場5号ポンプの修繕に伴います農業集落排水事業特別会計への繰出金でございます。

予算書17ページになります。

款5、農林水産業費です。目5、農道施設事業費の74万2,000円は、7月の豪雨災害で被災しました広域農道の修繕に要する工事請負費54万2,000円と、広域農道完工式に伴います、協議会負担金20万円でございます。目8、中山間地域等直接支払事業費の68万9,000円は、平成24年度実施面積の増加に伴います交付金の増額でございます。目10、中山間地域相互整備事業費の518万8,000円は、国の補正予算により追加内示があったことに伴います負担金の増額468万3,000円と、第3期の計画実施に必要な基本計画を協議会で策定するための中山間地域相互整備事業負担金50万5,000円でございます。

予算書18ページになります。

目2、水産業振興費の49万6,000円は、老朽化により不都合を生じた漁船エンジンのオーバーホールに伴う漁船機械保全事業補助金でございます。

予算書23ページになります。

款9、教育費です。目6、文化財費の564万5,000円は、海浦阿蘇神社のクスノキの腐食した枝の伐採に伴う委託料21万円と、7月豪雨災害で崩壊しました社会教育センター裏の法面崩壊対策工事費543万5,000円でございます。

予算書25ページになります。

款10、災害復旧費です。目2、農業用施設災害復旧費の105万円は、7月豪雨災害により被災しました水路2か所、道路1か所、頭首工1か所、計4か所分の小災害復旧事業費補助金でございます。目3、林業用施設災害復旧費の839万2,000円は、7月の豪雨災害で被災しました林道二路線分の災害復旧工事費でございます。

次に歳入について御説明いたします。予算書は8ページをお開きください。

款11、分担金及び負担金です。農林水産業費分担金154万円は、中山間地域総合整備事業の追加内示に伴います受益者分担金の増額です。

次に款13、国庫支出金です。民生費国庫負担金1,575万4,000円は、実績見込みの増加に伴う障害者自立支援給付費等の負担金でございます。民生費国庫補助金73万6,000円は、実績見込みの増加に伴います地域生活支援事業補助金でございます。教育費国庫補助金446万8,000円は、7月豪雨災害で被災しました佐敷城跡災害復旧事業補助金でございます。

次に款14、県支出金でございます。民生費県負担金974万4,000円は、実績見込みの増加に伴う障害者自立支援給付等県負担金787万7,000円と、平成24年度課税額確定に伴う後期高齢者医療保険基盤安定拠出金186万7,000円でございます。民生費県補助金の68万4,000円は、日常生活用具の実績見込みの増加に伴う地域生活支援事業補助金36万8,000円と、障害者自立支援法の改正に伴うシステム改修に係る障害者自立支援特別対策事業費補助金31万6,000円でございます。

農林水産業費県補助金51万8,000円は、中山間地域等直接支払事業における面積の増加に伴う補正でございます。災害復旧費県補助金766万9,000円は、7月豪雨で被災した林道二路線分の林業用施設災害復旧費補助金でございます。

予算書9ページになります。

款18、繰越金です。繰越金の6,873万8,000円は前年度繰越金でございます。

款19、諸収入、雑入といたしまして、平成23年度後期高齢者医療市町村療養給付費負担金の確定に伴う超過負担金の返還金1,332万5,000円を計上をいたしております。

次に、債務負担行為の補正について御説明をいたします。予算書5ページになります。

第2表、債務負担行為補正を御覧をいただきたいというふうに思います。平成24年度大家畜・養豚特別支援資金利子補給費補助金及び大野小学校スクールカー購入事業について、新たに追加設定をいたしております。期間及び限度額は記載のとおりでございますが、利子補給については貸付実行に伴い債務負担行為を設定する必要があること、スクールバス等につきましては、平成25年度当初からの円滑な事業実施のため、平成24年度中に事務手続きを行う必要から債務負担行為を設定するものでございます。なお、予算書の29ページに調書を添付しております。

以上が今回の一般会計補正予算の内容でございます。説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから、議案第61号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第62号 平成24年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（藤井公明君） 日程第8、議案第62号「平成24年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。湯野上下水道課長。

○上下水道課長（湯野一之君） おはようございます。

議案第62号、平成24年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号について御説明いたします。今回の補正は歳入歳出予算の総額にそれぞれ740万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億2,440万6,000円とするものであります。

今回の補正の理由は、芦北地区農業集落排水処理施設の5号中継ポンプ場内污水配管の老朽化により緊急に取換え修繕が必要になったため、補正をお願いするものでございます。

それでは、予算書の7ページをお開きください。歳出から御説明いたします。

目2の芦北地区農業集落排水施設管理費の補正額740万6,000円は、5号中継ポンプ内配管の取換え修繕費でございます。

次に6ページの歳入を御説明いたします。

歳入の補正額740万6,000円につきましては、先ほど御説明がありましたように、全額一般会計からの繰入金でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長（藤井公明君） 草野君。

○7番（草野安道君） 補正に対しての予算関係については特段ありませんけれども、配管施設の布設替えの場所とですね、できれば、あの実施時期等が分かっていたら教えていただきたいと思います。

○議長（藤井公明君） 湯野上下水道課長。

○上下水道課長（湯野一之君） 場所でございますけれども、場所はですね、ここの役場玄関を出まして3号線に突き当たりますけれども、そこの芦北薬品の横になります。道路下に埋設してございます。ちなみにマンホールの大きさが直径1.5mで、深さが5.5mでございます。

時期としましては、予算が通りますと早急に実施したいと思います。大体1日ぐらいで終わる予定でございます。

○議長（藤井公明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） これで質疑を終ります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから、議案第62号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は、原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第9 議案第63号 平成24年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第1号)

○議長（藤井公明君） 日程第9、議案第63号「平成24年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。楠原住民生活課長。

○住民生活課長（楠原清照君） 議案第63号、平成24年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第1号について御説明申し上げます。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ249万1,000円を追加し、総額を2億5,669万1,000円とするものでございます。

歳出から御説明いたします。7ページをお開きください。

款2、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、今回平成24年度分基盤安定分担金の額が確定したことに伴い広域連合へ分担金を納付しなければならないため、当初予算額との差額249万1,000円を増額補正するものです。この基盤安定分担金

とは、低所得者を対象に保険料が軽減される額について県と町で公費補填するものでございます。負担割合は県が4分の3、町が4分の1となっております。

続きまして歳入を御説明いたします。6ページでございます。

款3、繰入金249万1,000円は、先に説明いたしました歳出の基盤安定分担金の財源として計上するものでございます。このうち4分の3の186万7,000円が県負担金であり、残額が町費上乗せ分であります。以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから、議案第63号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は、原案のとおり可決しました。

—————○—————

日程第10 議案第64号 芦北町暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤井公明君） 日程第10、議案第64号「芦北町暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。坂梨総務課長。

○総務課長（坂梨 優君） 議案第64号、芦北町暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律が公布され、法律での都道府県暴力追放推進センターに関する規定が繰下げられたことに伴い、本条例において条項差が生じたため、条例の整理を行うものです。なお、附則としましてこの条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条の規定は法律の施行期日にあわせて、平成24年10月30日から適用することとしております。提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で質問を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから、議案第64号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

日程第11 議案第65号 芦北町証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤井公明君） 日程第11、議案第65号「芦北町証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。坂梨総務課長。

○総務課長（坂梨 優君） 議案第65号、芦北町証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い改正するもので、地方自治法の各規定を引用して実費弁償の対象を定めておりましたので、その整備を行うものです。内容といたしましては、公聴会参加者等に対する実費弁償について総務課地方自治法第207条の規定の改正が行われ、本会議の公聴会参加者及び参考人が実費弁償の対象に加えられたものです。なお附則といたしまして、この条例中第1条の規定は交付の日から、第2条の規定は地方自治法の一部を改正する法律、附則第1条ただし書の政令で定める日から施行することとしております。提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから、議案第65号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は、原案のとおり可決しました。

—————○—————

日程第12 議案第66号 芦北町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤井公明君） 日程第12、議案第66号「芦北町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉田税務課長。

○税務課長（吉田 茂君） おはようございます。

議案第66号、芦北町税条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。今回の改正は地方税法等の一部改正に伴い、町たばこ税関係と個人町民税関係の改正でございます。まず町たばこ税関係であります。法人税の税率の引き下げ等の改正に伴う都道府県と市町村の増減収の調整を図るため、県のたばこ税の税率を引き下げ、町のたばこ税の税率を引き上げるものでございます。第95条の規定により、旧三級品以外の紙巻たばこが1,000本につき644円。附則第16条の2の規定により、旧三級品、エコー、わかば等の紙巻たばこが1,000本につき305円引き上げられます。なお、県たばこ税と町たばこ税の税率を調整したものですので、たばこの小売販売価格の変更はありません。

次に、個人町民税関係でございますが、附則第9条の削除は、町民税の分離課税に係る所得割の額の特例等の解除でございまして、これまで退職所得に係る所得割の額から、その10分の1に相当する金額を控除してきましたが、近年の金利情勢等を踏まえて平成25年からこの取り扱いを廃止するものです。それから附則第22条の規定は、自然災害や火災などによって住宅や家財に損害があったときに所得控除される雑損控除の対象となる災害関連施設について、東日本大震災等の大規模災害の場合、その他やむを得ない事情がある場合に災害のやんだ日から、1年を超え3年以内に支出する費用もその対象として追加するというものでございます。それから、附則第25条の規定は、東日本大震災からの復興に関し、地方自治体が実施する防災のための施策、学校や防災活動拠点等の耐震化促進などに要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として平成26年度から平成35年度まで個人の町民税の均等割額を現行3,000円から500円引き上げて3,500円とするということでございます。なお県民税も500円引き上げるため、合計1,000円の引き上げ額となります。附則としまして、この条例は公布の日から施行となりますが、個人町民税関係の退職所得に係る税額控除の廃止は平成25年1月1日から、町たばこ税関係の税率の引き上げは平成25年4月1日からの施行となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから、議案第66号を採決します。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は、原案のとおり可決しました。
ここで暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時40分

再開 午前10時55分

-----○-----

○議長（藤井公明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。ここで執行部より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。井上企画財政課長。

○企画財政課長（井上民男君） 議案第61号の第8号補正予算の中でですね、予算書14ページ、目5、保育所費、節2の給料でございますけれども、総額148万8,000円は総額では変わりませんが、その内訳のですね、欄で内容の電算上のですね、出力がなされておらずで、訂正をお願いをしたいと思います。一般職給20万8,000円とありますのを147万7,000円に訂正をお願いいたします。その下の技能労務職給の1,000円を1万1,000円に訂正をお願いしたいと思います。大変失礼をいたしました。よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（藤井公明君） そのように訂正をいたします。

-----○-----

日程第13 議案第67号 水俣芦北広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（藤井公明君） 日程第13、議案第67号「水俣芦北広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。坂梨総務課長。

○総務課長（坂梨 優君） 議案第67号、水俣芦北広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について御説明申し上げます。障害者自立支援法の一部改正に伴い、組合の共同処理する事務に係る法律の名称が、「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されるため、平成25年4月1日から、共同処理する事務を変更し、組合規約の一部を変更するものです。なお、組合の共同処理する事務及び規約を変更するときは、地方自治法第286条の規定により、関係市町村の協議によりこれを定めることとなっており、同法第290条の規定により、関係市町村の議会の議決を得る必要があるため提案するものです。

改正の内容といたしましては、第3条第9号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるものです。提案理由につきましては、記載のとおりです。以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから、議案第67号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決しました。

ここで、議案配布のためしばらくお待ちください。

（総務課職員で議案配布）

○議長（藤井公明君） 配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 配布漏れなしと認めます。

-----○-----+

日程第14 同意第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（藤井公明君） 日程第14、同意第2号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 同意第2号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、御説明を申し上げます。

芦北町教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求めます。

住所 熊本県葦北郡芦北町大字佐敷501番地

氏名 澁谷百錬

教育委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を得る必要がありますので、本案を提出するものであります。

澁谷氏は平成23年4月から芦北町教育委員会委員に就任され、現在に至っておられますが、今期は前任者の残任期間である平成25年2月10日で任期満了となることから、引き続き選任したいので同意を求めるものでございます。氏は現在、教育委員長として御活躍いただいております。また、教育に関し高い識見を有し、地域社会においても幅広い信頼を得ておられますことから、議会の皆様方の御理解によりまして、御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから、同意第2号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号は、原案のとおり同意することに決定しました。

—————○—————

日程第15 請願第2号 熊本県へ子ども医療費完全無料化を就学前まで拡充することを求める意見書提出に関する請願について

日程第16 陳情第10号 湯浦地域の振興と安全安心のまちづくりに関する陳情について

○議長（藤井公明君） 日程第15、請願第2号「熊本県へ子ども医療費完全無料化を就学前まで拡充することを求める意見書提出に関する請願」及び日程第16、陳情第10号「湯浦地域の振興と安全安心のまちづくりに関する陳情」については、先の議会運営委員会の答申を踏まえ、会議規則第36条の規定により一括議題とします。

ただいま、一括議題となりました請願第2号と陳情第10号は、会議規則第90条第1項の規定により、お手元に配布しております請願陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。常任委員会におきましては、慎重な審査を実施され、その結果を委員長から報告願います。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

—————○—————

散会 午前11時02分

平成24年第5回芦北町議会定例会議事日程（第2号）

平成24年12月6日
午前10時開会
於 議 場

1 議事日程

日程第1 一般質問

（一括議題＝日程第2から日程第5まで）

日程第2 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出

日程第3 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出

日程第4 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の申出

日程第5 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

（閉 会）

2 出席議員（15人）

1番 坂 本 登 君
3番 宮 内 道 則 君
5番 古 村 逸 男 君
7番 草 野 安 道 君
9番 元 山 秀 志 君
12番 川 尻 成 美 君
14番 岡 部 恵 美 子 君
16番 藤 井 公 明 君

2番 林 田 燿 宏 君
4番 寺 本 順 一 君
6番 白 坂 康 浩 君
8番 前 田 徹 一 君
10番 宮 尾 秀 行 君
13番 水 口 宣 之 君
15番 寺 本 修 一 君

3 欠席議員（1人）

11番 平 松 洋 一 君

4 説明のため出席した者の職氏名（18人）

町 長 竹 崎 一 成 君
教 育 委 員 長 澁 谷 百 鍊 君
総 務 課 長 坂 梨 優 君
税 務 課 長 吉 田 茂 君
福 祉 課 長 宮 下 祐 一 君
商工観光課長 山 元 信 作 君
上下水道課長 湯 野 一 之 君
田浦基幹支所長 野 口 博 司 君

副 町 長 藤 崎 正 司 君
教 育 長 竹 浦 裕 道 君
企画財政課長 井 上 民 男 君
住民生活課長 楠 原 清 照 君
農林水産課長 柳 田 豊 彦 君
建 設 課 長 山 口 純 志 君
会計管理者兼会計室長 早 川 純 一 君
教 育 課 長 本 山 昭 君

生涯学習課長 藤 井 哲 郎 君 農業委員会事務局長 江 上 繁 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 寺 川 健 一 君 次長（主幹） 福 田 貴 司 君

平成 24 年第 5 回芦北町議会 1 2 月定例会一般質問通告書

質問 順番	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の 相手
1	宮内道則	1 公共土木 施設農業用施 設・農地・林 業災害復旧事 業について	7 月 1 1 日～1 2 日の梅雨前線集中豪雨は、局地的（吉尾・天月・乙千屋・白岩・田浦地区）に未曾有の集中豪雨をもたらした。この公共土木施設・農業用施設・農地・林業災害復旧事業について、現在どのような被害状況であるか。 ① 公共土木施設災害復旧事業 道路・河川・その他の災害の件数・被害額・査定金額・補助率は ② 農業用施設及び農地災害復旧事業 農業用施設・農地災害の件数・被害額・査定金額・補助率は ③ 林業災害復旧事業 林道・治山・作業路災害の件数・被害額・査定金額・補助率は	町長 町長 町長
		2 熊本県所 管の災害復旧 事業について	県所管による道路・河川・港湾・海岸等の災害復旧事業について、現在どのような被害状況であるか。 ① 道路・河川・港湾・海岸・その他の災害の件数・被害額・査定金額は	町長
		3 町所管の 災害復旧事業 の本年度施行 並びに本年度 以降の施行に ついて	町所管の災害復旧事業の施行に伴う、本年度事業見込額と本年度以降の事業費は ① 公共土木施設関係 道路・河川災害復旧事業 ② 農業関係 農業用施設・農地災害復旧事業 ③ 林業関係 林道・治山・作業路災害復旧事業	町長 町長 町長
2	坂本 登	1 湯浦温泉 センターの改 修について	1 0 月 1 9 日、温泉センター改修計画の説明会が行われている。 計画では、住民から親しまれ長い歴史があるという泉源を停止し、もう一箇所の泉源 1 本にする。また、浴槽が長方形になっている。 この計画に対し、地元住民の中には、停止計画のあ	町長及 び課長

	る泉源は心身ともに最高の泉質であり、是非残して欲しいという強い要望がある。浴槽も丸みを付けて欲しいという声がある。地元住民の方々と、もう一度話し合い計画を見直す考えはないか。	
2 高齢者の生活不安について	年金額は下がり、少ない年金から介護保険料、国民健康保険税、その他の諸税等を支払わなければならない。その上に、消費税の増税、年金のさらなる引き下げ、医療費の2割負担などますます不安が広がっている。 年金に頼っている高齢者を不安に追い込んでいる今の政治に対し、どこに大きな原因があると考えなのか、町長の見解を町民に分かりやすく教えてください。	町長
3 原発依存から即時原発ゼロへの転換について	政府が行った「パブリックコメント」での意見聴取でも「即原発ゼロ」が78.0%になっている。 芦北町も、原発から再生可能エネルギーへの転換の方向で二箇所のメガソーラー誘致や再生可能エネルギー投資事業に先進的に出資も行っている。今後、原発依存から原発ゼロへ自治体として発信し再生可能エネルギーの幅広い活用と地元経済の振興のために、計画的に小水力発電、公共施設や個人の家の屋根を利用した太陽光発電設備、木質バイオマス資源活用などエネルギーの地産地消を推進していく必要があると思うが町長の考えは如何か。	町長
4 水俣病被害者救済について	水俣病被害者救済特別措置法で出生年月日による線引きにより昭和44年12月以降生まれの対象者は救済されなかった。 芦北町には、水俣病認定患者の多発地域の漁村集落も多数あり、明確に症状があって救済を求めているにも関わらず、国の一方的な線引きで切り捨てられるのはどうしても納得できないという声がある。 町長は、これらの町民の声をしっかり受け止め、国に対し救済を求める意見を上げて欲しいが如何か。	町長
5 交際費の使途と公開について	これまでも一般質問や総務常任委員会で町長、議長の交際費の削減、情報公開について取り上げてきた。広報あしきた、議会だよりうたせ、による公開等一定の改善はみられた。	町長及び課長

			交際費の使途中、他の自治体では見られない土産代が占める比重が高い。何処の誰に何をなど明細は全く公開されていない。交際費の使途で土産代については検討し直し毎月、明細に公開すべきではないか。見直すならば経費削減効果は十分考えられると思うが如何か。	
--	--	--	--	--

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（藤井公明君） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。お手元に配布の議事日程にしたがって、会議を進めてまいります。

平松君から欠席届出が出ております。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（藤井公明君） 日程第1、一般質問を行います。

質問通告者は2人です。

通告書はお手元に配布しております。

質問時間は、従来どおり補助質問を含めて30分以内に制限いたします。

それから、一般質問は通告制でありますので、通告者の質問に関連して求める関連質問は、許可されません。質問にあたっては、通告内容に基づいた質問をされるよう求めます。

なお、執行部の答弁も明快かつ簡潔に願います。

それでは、順番に発言を許します。

初めに、宮内君。

○1番（宮内道則君） おはようございます。一般質問の前に、7月11日から12日の梅雨前線集中豪雨により、甚大な被害を受けられました被災者の皆様方に心からまづもってお見舞い申し上げます。

それでは議長より一般質問のお許しをいただいておりますので、一般質問を始めさせていただきます。

私は、一般質問の通告書により3つの質問をさせていただきたいと思います。

まず、今回の災害は、限られた地区に集中して被害が発生しているように思います。その被害の状況についてお尋ねをいたしたいと思っております。

また、その災害につきましては、ちょうど30年前の57年災の全く同じ日の同じ時間帯に災害が発生をいたしました。当時といたしましては、50年に一度、あるかないかの大災害でありました。今回の集中豪雨災害は、本町の北側から東側にかけて、被害が甚大でありました。南側と西側の方は、比較的被害は少なく済んでおります。その被害状況について申し上げますと、吉尾地区の雨量は、24時間で414.5ml、1時間で121.5mlを記録。田浦地区の雨量は、24時間で339ml、1時間で63mlを記録しております。ただ、佐敷地区の雨量は、24時間で302.5mlを記録し、1時間で93.5mlを記録しました。今回の局地的集中豪雨は、通常約3、4ヵ月くらいに降る雨の量が一日で降ったことになり、今までには考えられないことが現実になってしまいました。今後十分な対策が必要であると思います。さて、今回の災害について申しますと、管内全域で床上浸水29戸、床下浸水101戸、合計で130戸の被害が発生いたしました。また、今回の災害につきましては、町御当局の素早い対応、それから地元消防団並びに行政区長との連携等がスムーズに

いったように思います。そして、被害を最小に食い止めていただいたといっても過言ではないと思っております。

さらに白岩地区では、被害のあった翌日には3河川、馬籠川、白岩川、鳴瀬川に堆積した土砂を早急に撤去していただきました。地元民といたしましては、この二次災害が一番怖かったわけでございます。それから解放され、安心して過ごすことができました。また、白岩地区では、11戸が床上浸水し、家財道具、畳、衣類、電化製品等が全て水に浸かり、被災住民は不安と疲労が重なり、後片付けも手がつかない状態でありましたが、道路に積んでいたがれき等も、町の費用で全てなおいただき、本当にありがとうございました。そして被災者全員にはお見舞い及び見舞金並びに義援金等賜りましたことに対し、被災者を代表し心から感謝と御礼を申し上げます。どうか今後とも、町御当局の御指導と御協力をよろしくお願い申し上げます。質問に入らせていただきたいと思います。

それではここで、竹崎町長にお尋ねを申し上げます。

芦北町管内の公共土木施設、農業用施設、農地、林業災害復旧事業で、道路、河川、林道、治山等が決壊し、住民の生活に支障をきたしているようでありますが、この災害復旧事業につきまして、現在どのような状況であるのかをお尋ねをいたします。

まず、道路、河川その他の災害復旧事業の件数と被害額、そして査定がもし終了しておればその査定金額、また、今回は補助率等も変わるとお考えですので、もし補助率がわかっているならばその補助率についてもお尋ねをいたします。

次に、町の農業用施設及び農地災害復旧事業についてお尋ねいたします。この農業用施設災害復旧事業と農地災害復旧事業の同じく件数と被害額、そして査定が終了していればその査定額と補助率についてもお願いいたします。

次に、町の林業と災害復旧事業について、これも同じく林道災害、治山、先ほどと、についても件数と被害額、そして査定が終了していればその査定金額、補助率も決まっていれば補助率も合わせてお尋ねをいたします。

次に、県所管、芦北地域振興局による災害復旧事業について、道路、河川、港湾その他についての件数、被害額、そして査定が、失礼いたしました。お尋ねいたします。なお、この件につきましては、県所管事業でありますので、県の方から報告のあった範囲で結構でございます。よろしくお願いいたします。

最後になりますが、町所管にかかる公共土木施設、農業用施設、農地、林道災害復旧事業は、今後何年で復旧できるのか。また、本年度事業見込額と本年度以降の事業費について、お尋ねを申し上げます。

以上で、私の質問を全て終了いたしますが、答弁による再質問は質問席から申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） これより答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 宮内議員の御質問に答えをいたします。お尋ねの件につきましては、御存じのとおり、これまでに経験したことのないような大雨であったわけでありまして、九州北部豪雨ということで、本町の被害については、あまり報道等ありませんでしたが、6月

と7月の本町の被害状況を申し上げますと、床上浸水29件、床下浸水104件をはじめ、公共土木、農林水産関係等合わせて350件を超える災害が発生し、被害総額も約8億4,000万円となっております。具体的な数値及び今後の復旧計画につきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（藤井公明君） 山口建設課長。

○建設課長（山口純志君） おはようございます。建設課所管の公共土木施設災害復旧事業についてお答えいたします。

まず、道路災害につきましては、20件の被災申請額9,937万1,000円で、査定金額は9,263万4,000円となっております。河川災害は59件の被害申請額2億846万9,000円で、査定決定金額は1億9,946万5,000円となっております。道路、河川合わせまして79件の被害申請額3億784万円、査定決定金額は2億9,209万9,000円です。ちなみに査定率は94.8%でございます。なお、国庫補助率は66.7%です。また、その他の災害復旧事業としまして、道路31か所、河川38か所、橋梁1か所、計70か所の被害に対し、4,007万7,000円の町単独費で災害応急工事を実施しております。

次に、県所管の災害復旧事業についてお答えします。振興局土木部における芦北町管内の被害状況は、道路6件、河川27件、砂防5件で、道路、河川、砂防合わせまして38件の被害申請額は、約3億8,000万円で、査定決定金額は約3億4,000万という報告を受けております。なお、港湾、海岸等の被害は発生していないとのことです。

最後に、今年度事業見込額と今年度以降の事業費についてであります。道路、河川合わせて、79件全て本年度発注予定です。事業費は2億8,000万程度になるものと思われませんが、事業費が大きい工事は工期的にも年度内完了に無理があるため、79件のうち35件ほど、事業費としまして2億1,000万程度、繰越になると思われ。最後に、県土木においても、全て年度内発注ということをお願いしております。以上です。

○議長（藤井公明君） 柳田農林水産課長。

○農林水産課長（柳田豊彦君） おはようございます。では、農林業関係について申し上げます。

まず、農業用地施設災害復旧事業の申請件数は20件であります。被害申請額は3,440万8,000円、これの査定額は3,241万9,000円となりました。査定率は94.22%ということであり。次に農地の方の災害復旧事業でございますが、申請件数は32件で、被害申請額5,135万9,000円、これの査定額は4,789万7,000円となっております。査定率で申し上げますと93.26%ということであり。最終的な補助率については、現時点ではまだ確定をしておりません。が、農業用施設につきましては、94%程度、農地は83%程度になると見込んでおります。最終的にはこれよりも高くなる補助率になるというふうに見込んでおるところでございます。一方、災害復旧事業の対象とならない小規模な災害につきましては、芦北町単独事業として、事業費の70%を補助し、復旧を行っているところでありますけれども、農業用施設が24件で、1,107万円の事

業費、農地は65件で事業費2,557万4,000円という状況であります。そのほか、農道と用排水路の土砂撤去等に、11件に対しまして219万4,000円を支出しているところであります。

次に、林道災害復旧事業について申し上げます。申請件数は9件で、被害申請額2,077万5,000円、これの査定額が2,058万9,000円となっております。査定率は99.1%の査定率であります。補助率は農地と同様現時点では確定しておりませんが、90%程度になると見込んでおるところであります。なお、治山施設の災害については報告はありませんでした。

山の作業路については、町管理の塩浸寒気線に被害がありましたので、熊本県の単独事業を活用いたしまして、事業費350万円で復旧を行う予定にしております。そのほか、町単独事業として、林道瀬戸線の復旧に219万4,500円、林道や作業路等の土砂撤去に22件560万円の支出予定であります。

最後に、執行見込について申し上げたいと思います。農業用施設、農地共に全ての発注を年度内に行う予定で、事務を進めております。農業用施設は20件のうち12件、農地は32件のうち19件が繰越になると思われます。

そのほか、町単独の小災害復旧事業につきましては、全て24年度中に完了する予定であります。最後に林道災害についても発注は年度内に行いますが、9件のうち6件が繰越になると考えておるところでございます。以上で、説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 宮内君。

○1番（宮内道則君） ただ今芦北町管内の災害復旧事業で道路、河川、林道、治山等が決壊し住民の生活に支障をきたしているが、現在どのような状況であるのかとの質問に対し、被害額、被害件数、査定金額、補助率等について親切丁寧な御答弁をいただきました。そして通常ならば災害復旧事業は3年間は限定ですね、完成というふうなお話をきいておりましたけれども、ただ今のお話を聞きますともうすでに発注もし、そして大変各担当課におかれてはですね、自分の本来の仕事をもちながら災害をやっておられるということ、大変評価をしながらですね、初年度で相当数の消化をしていただく、大変敬意を表したいと思っております。

通常ならば1年目が40%、2年目が30%、3年目最終年度が30%というような、従来のですね、災害の割り当てでございましたけれども、非常にそういうことで今回、災害の被災者というのはですね、非常に困っておりますので、そういう体制で、今後執行いただきますと、非常にわれわれ被災者といたしましても、後の方がですね、大変感謝を申し上げたいと思っております。

そういうことで、1番2番3番、全て大変前向きな御答弁をいただきましたので、次の質問は全部終了したいと思っております。そういうことで今後一日もですね、早い復旧をお願い申し上げまして私の質問をすべて終了いたします。ありがとうございました。

○議長（藤井公明君） 宮内君の質問が終わりました。次に、坂本君。

○1番（坂本 登君） みなさんおはようございます。御苦勞様です。日本共産党の坂本登で

す。議長の許可をいただきましたので与えられた時間内で町長及び各担当課長に、町民の代弁者として一般質問を行います。

今、日本の行く末と国民の暮らしがかかった総選挙が行われています。今回の一般質問は、町長として国に対する意見を上げてほしいことや、国政に対する見解についても質問に入っていますので、国政の現状を述べ質問をいたします。町長の明快な答弁をお願いいたします。

現在の日本の政治はあらゆる面で行き詰まり、具体的な課題を解決する力を失っています。貧困等格差の拡大により、毎年3万人以上の自殺者が出る自殺大国になっています。弱肉強食の時代になり、大人から子供までいじめ社会が広がっています。地域社会の崩壊など、深刻になる社会のゆがみに対して、政治は解決する力を失っています。東日本大震災は改めて社会の絆の大切さ、人々が助け合い、連帯することの大切さを呼び起こしました。しかし、競争原理と自己責任、弱い者いじめを煽る政治のもとで、日本社会を覆う様々な病理現象が深刻となっています。こうしてあらゆる分野で政治が行き詰まり、腐り果て、耐用年数が尽きているのが現在の日本の政治の現状ではないでしょうか。私は選挙後、どのような政権が生まれようとも、町民の暮らしを守るため、国、県、町に対してしっかり声や意見を上げていくように全力で頑張ります。

それでは、最初の質問に入ります。まず初めに、湯浦温泉センターの改修についてお尋ねをいたします。

10月19日、湯浦温泉センター改修計画の説明会が行われています。計画では、住民から親しまれ、長い歴史があるという泉源を停止し、もう一か所の泉源一本にする。また、浴槽が長方形になっています。この計画に対し、地元住民の中には、停止計画のある泉源は、心身ともに最高の泉質であり、ぜひ残してほしいという強い要望があります。浴槽も丸みをつけて欲しいという声があります。地元住民の方々ともう一度話し合い、計画を見直す考えはありませんか。答弁を求めます。

二番目の質問に入ります。高齢者の生活不安についてお尋ねいたします。

年金額が下がり、少ない年金から介護保険、国民健康保険その他の諸税等を支払わなければなりません。残った金額では生活が苦しいなど、生活への不安が強く、その上に消費税の増税、年金のさらなる引下げ、医療費の二割負担などますます不安が広がっています。年金に頼っている高齢者を不安に追い込んでいる今の政治に対し、どこに大きな原因があると考えていますか。町長の見解を町民に分かりやすくお答えください。

三番目の質問に入ります。原発依存から即時原発ゼロへの転換について、お尋ねをいたします。

政府が行ったパブリックコメントでの意見聴取でも即原発ゼロが78.0%になっています。芦北町も原発から再生可能エネルギーへの転換の方向で、2か所のメガソーラー誘致や再生可能エネルギー投資事業に先進的な出資も行っています。今後、原発依存から原発ゼロへ、自治体として発信していただき、再生可能エネルギーの幅広い活用と、地元経済の振興のために、計画的に小水力発電、公共施設や個人の家の屋根を利用した太陽光発電設備、木

質バイオマス資源活用など、エネルギーの地産地消を推進していく必要があると思いますが、町長のお考えはいかがでしょうか。答弁を求めます。

4番目の質問に入ります。水俣病被害者救済についてお尋ねをいたします。

水俣病被害者救済特別措置法で、出生年月日による線引きにより、昭和44年12月以降生まれの対象者は救済されませんでした。芦北町には水俣病認定患者の多発地域の漁村集落も多数あり、明確に症状があつて救済を求めているにもかかわらず、国の一方的な線引きで切り捨てられるのはどうしても納得できないという声があります。町長は、これらの町民の声をしっかり受け止めていただき、国に対し救済を求める意見を上げてほしいと思いますが、いかがでしょうか。町長の見解を求めます。

5番目の質問に入ります。交際費の使途と公開について、お尋ねをいたします。これまでも一般質問や総務常任委員会で、町長、議長の交際費の削減、情報公開について取り上げてきました。広報あしきた、議会だより「うたせ」による公開等、一定の改善はみられましたが、交際費の使途中、特産品である町のPR品、土産品が占める比重が高く、どこの誰に何をなど明細は全く公開されていません。交際費の使途で、特産品の宣伝、土産品については検討し直し、毎月明細に公開すべきではないでしょうか。見直すならば経費節減効果は十分考えられると思いますが、いかがでしょうか。

以上、明確な答弁を求めまして本壇からの質問を終わります。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 日本共産党坂本登議員の質問にお答えいたします。

湯浦温泉センターの改修につきましては、担当課がこれに当たっておりますので課長より答弁させます。続きまして、高齢者の生活不安についてであります。高齢者の生活を支える社会保障制度として、年金、医療、介護、福祉の制度があります。現在の制度は、高度経済成長期に制度設計がなされておまして、少子高齢化の進展と経済成長の鈍化などによりまして、制度の効率性、公平性、持続性が十分に担保できなくなっております。御存じのとおりです。この原因は国が財源の安定的な確保を含めた社会保障制度の再構築を先送りしてきた、ということにあると考えております。今、国におきましては社会保障と税の一体改革関連法が8月に成立いたしまして、今後社会保障制度改革が具体的に議論されていくと思います。その動向を注視してまいりたいと思います。現在、衆議院の選挙中でございます。選挙後にまたどうなるかわかりませんが、それらも含めて動向を見極めてまいりたいと思っております。

原発依存から即時原発ゼロへの転換についてでございますが、エネルギー施策につきましては、先ほど3月定例会及び6月定例会においてもお答えしましたとおり、国が責任を持つて行ふべきと考えております。メガソーラーにつきましては、熊本県下で一番の出力を有する施設を誘致しました。すでに推進を図っております。他の再生可能エネルギーにつきましても、国の革新的エネルギー環境戦略及び熊本県総合エネルギー計画の施策の柱となっておりますので、関係機関と連携を図りながら推進してまいります。ほか残余の質問につきましては、事務的な内容になっておりますので、担当課長から答弁させます。

○議長（藤井公明君） 山元商工観光課長。

○商工観光課長（山元信作君） おはようございます。湯浦温泉センターの改修事業の推進に当たっては、地区代表者会議と2回の地区住民説明会を開催してまいりました。出席者からの意見を十分お聞きしておりますので、今後話し合いの計画はありません。以上です。

○議長（藤井公明君） 楠原住民生活課長。

○住民生活課長（楠原清照君） 水俣病被害者救済特別措置法に基づく被害者の救済につきましては、その救済申請が本年7月31日で締め切られ、現在熊本県において特別審査中の段階であると承知しております。町は被害者の方々が法の趣旨に沿って、あたらしく救済されることを心から願っておりますが、町内で何人の方々が申請し、どのような結果であったか等の情報については、県は開示しておりません。このようなことを総合的に勘案いたしますと、国に対する働きかけは難しいものがありますが、今回の議員の御質問につきましては、熊本県にしっかりお繋ぎしたいと思っておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（藤井公明君） 坂梨総務課長。

○総務課長（坂梨 優君） 交際費についてでございますけれども、交際費の区分の中では、土産代ではなく、特産品となっております。本町の特産品をPRすべく効果的に支出しております。また、公開につきましては、芦北町情報公開条例、芦北町長交際費取扱要綱及び芦北町交際費公開指針に基づき行っているところであります。なお、経費節減につきましては、常に節減を心がけ、必要最小限に止めるように努めております。以上でございます。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） まず初めに、湯浦温泉センターの改修について、2回目の質問をいたします。今担当課長の答弁で、十分話し合いを行っているので話し合う計画はありませんと答弁をされました。私この話を住民の方からいただいたのは、一月ほど前です。ちょうどこの10月19日の話し合いが終わってからのことだと思います。そういう中で、私はこの短期間の間に住民の方に三度、集まっているから来てくれと言われて、三度、話を聞きにお伺いをいたしました。その中で、やはり計画の中でその中では参加していた人もいらっしゃいましたし、もちろん参加をしなかった人たちもいらっしゃいました。そして、言われることはですね、やはり歴史のある泉源、止めることに関しては、今お答えはありませんでした。計画として変える必要はないということだから、もう全て計画どおりにするというお考えだと思います。しかし、住民の方がこの間ですね一生懸命町内を回られて、署名なども取っておられます。こういう活動に対して、決めつけるのではなくて、もう一度、今日お願いしてですね署名等を持って話し合いをしてくれるということですが、話を聞いてもらうというそういう、何と言うんですかね、一方的に話が終わったというのはちょっとこう、納得ができないというか、そういう聞く耳もないんですか、課長。

○議長（藤井公明君） 山元商工観光課長。

○商工観光課長（山元信作君） 御質問にありましたとおり、長い歴史のある泉源を停止してとありましたけれども、調査した結果いつから使われどちらの方が古いのかが判明しておりません。それから、温泉法に基づくこの検査機関の成分比較では、ほとんどこの違いがない

状態でございます。そういうことから、また湯浦温泉センターに使用している既存の泉源は、揚湯量がですね、減少傾向にありまして、増掘等は周辺の民間の温泉施設等の泉源に影響を与えることが想定されます。このようなことから、代わりとなる新しい泉源を掘削する計画をいたしております。それから、質問事項等がありましたら、事前に商工観光課に御相談いただければと思っております。以上です。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） 住民の方が言われるのがこの新しい計画の設計図によりますと、やっぱり高齢者が利用なさる方が多いということで、危険性などもあるし、番台から浴室が見えないと、今度の新しい計画はですね。そういうふうにはそれでは溺れたりこけたりしたときにどうするんだという声もあります。また、今までの浴槽に使われている赤御影石というのはもう皆さんが宝のように思っていちゃって、宝のこの浴槽をなくすなというような声もあるんですね。だからここは計画は事務処理なんですけど、最後に町長にですね、この短期間、二十日余りの期間で、880人余りの署名を集めていちゃいます。やっぱりこの声を町長、受け止めていただいて、もう一回話を聞いていただくように、担当課の方にもう一回話を聞いてくれというふうに言ってもらえないでしょうか。これ、短時間880人という署名は、重いものがあると思います。高齢の方が足を引きずりながらも回られたと僕は想像しています。町長そのへんのとこどうでしょうか。一言お願いいたします。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） この事業につきましては、担当課に責任を持って当たるように指示をしております。今のお尋ね等につきましてもですね、担当課と十分打ち合わせを直接やってみてください。いい温泉ができることを私も望んでおります。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） 今、町長の方からも、担当課とじっくり納得がいくように話をしてみてくれということだったので、ぜひ話し合ってみたいと思います。

次に高齢者の生活不安について、2回目の質問をいたします。町長からも今答弁でありました。国の政策で、社会保障一体改革が今進められているということでした。私あの、町内をよく回りましてですね。町民の中には、役場で支払いをするためにですね、町が悪いと思い込んでいる人も多々いらっしゃいました。高齢者の生活不安は、国の政治に大きく関わりがあり、65歳以上の高齢者は、戦前戦中戦後の苦難の時代を身を粉にして働き続け、家族と社会のために尽くしてきた人たちです。高齢者が安心して暮らせる社会を作することは、政治の重要な責任です。国が進める社会保障と税の一体改革は、消費税率を10%に引き上げる一方、社会保障改革と称して、年金、医療、介護など、あらゆる分野で国民に負担増、給付削減を押しつける一体改悪の計画です。8月、消費税増税法と一体に可決した社会保障制度改革推進法は、国、地方の社会保障費を恒久的に削減するための改革を政府に義務づけた法律です。同法は、改革の基本理念で、自己責任と家族の支え合いを強調、社会保障は国民同士の助け合いの仕組みであると規定し、国の責任を放棄しています。そこには、国保料税の大幅な引き上げ、公的保険の使えない混合診療の全面解禁、介護サービスの取上げや事業

料値上げなどにつながる条項も列記されています。まさに、憲法25条の生存権保障の立場を否定し、各制度の改悪を推進する、社会保障を解体宣言ともいうべき悪法です。年金保険料の際限ない値上げ、繰り返される給付削減、支給開始年齢の先送りなど、年金制度の連続解約が強行される中、国民の年金不信が広がっています。現役世代では、国民年金の平均受給額が月5万円に満たないなど、無年金、低年金問題は深刻になっています。ところが民主・自民・公明3党は国会解散前、年金支給額の2.5%削減法案を強行しました。物価が上がった年に、年金額を自動的に抑えるマクロ経済スライドの制度を物価が下がった年にも発動するように改変し、毎年の年金支給を恒久的に削減する改悪も計画されています。年金の支給開始年齢を68歳から70歳に先送りするなど、現役世代が将来受け取る年金を切り捨てる改悪も議論の俎上に上っています。これでは、年金不信は一層拡大し、生活苦と将来不安は増すばかりです。自殺者の中に高齢者が占める割合も、日本は世界のトップクラスです。優遇されているどころか、高齢者の貧困、生活破壊が社会の大問題となっています。法律には、高齢者は多年にわたり、社会の進展に寄与してきたもの、豊富な知識と経験を有するものとして、敬愛されるとともに、生きがいをもって健全な安らかな生活を保障されると、老人福祉法に明記されています。にもかかわらず、高齢者が大切にされ、安心して老後を送れる社会の実現を目指して、全力を挙げるべきなのに、国ができていない、町民の中の生活不安は、こうした国政に問題があると思いますが、町長もう一度お考えをお示してください。

○議長（藤井公明君） 坂本君、今の質問は、国政に対して質問がもうほとんどですね、これは国政レベルの質問ですが、町長に見解を尋ねることはですね、町長がいいということであれば指名をしますけれども。町長、国政レベルの質問ですが、答弁されますか。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） ただ今の第二の質問につきましては、そっくりそのまま新しくなった国会でですね、日本共産党国会議員の方々を中心として、国会の場で大いに論戦を張っていただくことを期待いたします。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） 私は2回目の冒頭に申しましたように、国政の問題ではあるんですが、町民の中には、役場で支払いをするために、町が悪いと思い込んでいる方がいらっしゃるんですね。だからこういうところということで、町長にそうじゃないんだというふうに、町民に対して言うて欲しかったと思う。そして今町長答弁で、新しい国会で我々日本共産党国会議員団が高齢者の立場でものを言うのはもう当然のことであって、それはしっかり声を私も伝えていくということで、どんな政権になろうともですね、やはり高齢者、苦しい人たちを守る立場で、町もその新しい政権に対しても意見を上げていってほしい、このように思っております。

次に、原発依存から即時原発ゼロについて、2回目の質問をいたします。

答弁で、原発問題は国が責任を持って行うべきということで、町の事業につきましては、県関係団体とともに推進をしていく立場であるというような答弁だったと思います。前回も町長は、脱原発を目指す首長会議には参加するしないは別にして、行動が大事なんだということを答弁されました。確かに、メガソーラー、またエネルギー事業に投資をするなど、先

進的な活動、行動に移されています。それでなおですね、今いろいろ担当課の方でも、十分御承知と思いますが、太陽光発電、メガソーラーでは、地元の企業、地元の企業といいますが、地元の企業に工事なりそういう利便がちょっと少ないと思います。なので、地元の事業者が潤うような、小規模な自然エネルギーを編み出していきたいというか、太陽光発電など公共施設、民間の屋根などを貸し出す、今こう、貸し出して電気事業を立ち上げるとか、そういったのも全国で取り組まれているところもあります。重々こう担当課の方が研究をなさっていると思いますが、間伐材を用いた木質バイオマス事業、または芦北町に適している小水力発電など、こういったことも非常に先進的ではありますが、今からの国の方針にも合致するんじゃないかと思っていますが、その辺のところは町長なり担当課長どちらでもかまいません。どうでしょうか。

○議長（藤井公明君） 井上企画財政課長。

○企画財政課長（井上民男君） 再生可能エネルギーについての御質問でございますけれども、まず太陽光発電につきましては、御存じのように、住宅用の太陽光発電システム設置に対します補助金を、平成13年度から実施をいたしております。それから公共施設につきましても、現在6カ所に設置をいたしております、さらには平成25年度には、役場庁舎にもですね災害対応のための蓄電池を含めた設置を検討をいたしております。芦北町の特性に合った再生可能エネルギー、特に太陽光発電につきましては、ほかの自治体に比較しても、積極的に啓発普及に努めております。経済効果のお話もありましたけれども、住宅用太陽光発電、それから公共施設メガソーラー、これを含めましてですね、経済効果は102億3,000万というようなですね、投資効果も上がっております。それから、その他のバイオ、水力発電につきましてもですね、太陽光発電に比較して、普及がなかなか進んでいないという部分についてはですね、それぞれの課題があるかと思います。よって、先進地事例もございしますのでですね、今後その研究に努めてまいりたいというように思っております。以上でございます。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） 本当に今までこう、先駆的に取り組まれているのは、本当にいいことだと思います。一つ先ほど言いましたが、私が今提起した太陽光は、屋根を貸し付ける制度ですね。今は補助をもらって、町民の方が付けるという形になっています。今私が提起しているのは、屋根をこの借りるというか、芦北町が今度出資をされた、全国に太陽メガソーラーと風力を広めるという、そういうのと同じで、芦北町で町民の皆さんに屋根を貸してくださいという形でですね、そういう出資金を、仮にですよ、芦北電気事業組合とか何かそういった形にして、借り賃をその主に払うという、そういうところに取り組んでいる、いろいろ問題はあると思うので、研究に値すると思いますので、ぜひ研究していただきたいと思いますがどうでしょうか。

○議長（藤井公明君） 井上企画財政課長。

○企画財政課長（井上民男君） 住宅用の屋根を貸借といいますか、借りて太陽光発電システムを拡大をしていくことについてはどうかというような御質問でございますけれども、太陽

光発電につきましてはですねやはり広大なですね面積がいるわけですが、この屋根を利用したシステムについては、都市部の方ですね問題だろうと、面積ございませんのでですね。それと所有権の問題もございまして、持ち主のですね御理解も必要かと思いますので、まずは補助をやっていくというのがですね、芦北町で取組んでいる状況でございます。以上です。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） とにかくいろいろ研究なされて、本当にこう危険なエネルギーではありませんので、前向きに検討させていただきたいと思います。

それと、国に対して原発ゼロを発信していただきたいということは、国が責任を持って行うべきということでありましたが、またこの原発というのは限りなく危険な品物というのは、もう日本全国、わかったことであって、今なお福島県民は16万人もの人が不自由な避難生活をしていらっしゃいます。それと、福島第一原発周辺6万人余りの人たちに限っては、生まれ故郷またはお墓ないしは家、土地ですね、帰れるか帰れないかもまだはっきりしないという悲惨な思いをされている方もたくさんいます。だから、こういうことを二度と起こさないというのは、もうどんな安全基準を作っても安全なものを作ったとしても、自然の驚異にはもう人間の力は及ばないというのは証明されたわけですから、原発をなくすというのが一番の安全策だと思います。そして原発を動かせば原発の廃棄物が出てしまって、後6年で貯蔵タンクが満杯になるということで、その国は方針ありませんので、新しい国会ができましたら、そういうことも含めてやはり意見を国に対して言っていただきたい。川内原発からは60キロ圏内に本町はありますので、他人事ではないと思います。ということで、原発問題に対して、まかせっきり国が責任を持って行うのは当然のことなんですが、町からも意見を上げていただきたいと思いますが、町長、原発問題、最後にそこをお聞きしたいと思います。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 3月、6月でお答えしたとおりであります。

○議長（藤井公明君） 坂本君、もう少しこの町政に関するような質問に集約してくれませんか、国政レベルの質問をされても、この我が芦北町の行政では限界がありますので、そこあたりをですね簡潔に質問を求めます。坂本君。

○1番（坂本 登君） 水俣病被害救済について、2回目の質問をいたします。課長の答弁で、7月31日で締め切り、なかなか人数等も把握していないので難しいのではないかとということで、こういう声があったということは県にはお繋ぎしますという答弁でした。これは町にとってですね、ここに西日本新聞に載った記事があるんですが、少しそこを抜粋して御紹介したいと思います。全文は長くなりますので、ちょっと区切って10個紹介したいと思います。「女性は1969年、昭和44年ですね、12月5日、不知火海に面した熊本県芦北町の漁村で生まれた。水俣病原因企業チッソがメチル水銀を含む排水をやめた翌年、今42歳、毎日10時間近い立ち仕事のため、足のしびれがこたえる。3世代の6人家族で育った。父と祖父母は認定患者。今年3月、親戚の勧めで最終解決をうたう国の救済申請に踏み切った。

もうこれが最後の機会かもしれないと言われたから。国の水俣病救済策は、原則69年11月までに生まれた人が対象。それ以降は汚染された魚を食べた母親の胎盤を通じ、水銀の影響を受けたことを証明する必要がある。へその緒や妊娠中の母親の毛髪といった資料の提出を求められる。女性に資料は見つからなかった。生年月日で5日の違いで熊本県が指定した医師の診察を受けられず、非該当とされた。怒りを乗り越してあきれている、女性は言う。へその緒は引っ越しでなくしました。42年も前のお母さんの髪の毛なんて、ある方がおかしいじゃないですか。申請の1カ月ほど前に、民間医師の診察を受け、初めて体の不安を打ち明けた。小学校時代から、ふくらはぎの筋肉が痙攣して激しい痛みを感じるこむら返りや、めまいがひどく、中学で始まった両手足の腫れぼったい感覚は今も続く。診断書には、水俣病の疑いと記入された。東京や熊本、水俣、環境省は知事や市長、街頭で救済策に申請を呼びかけ、PRのビラも配っている。積極的に手を上げてほしいとも語る。だが、同時に水俣病の疑いのある人が、体の不調の原因を調べられることなく、門前払いになっている。これを救済と呼べるだろうか。有識者が公害対策について協議した中央公害対策審議会は91年、69年以降は水俣病発生レベルの水銀汚染はみられないと、環境庁に答申した。国は今回、これを根拠に救済対象の出生年を線引きした。しかしごく微量の汚染を長期間受け続けた世代に、どんな影響があるのかわからないのか。国、不知火海沿岸全域の大規模な住民健康調査を行っていない現時点では、何もわかっていない。30代、40代の世代を診察した医師、下地明友熊本学園大学教授は言います。認定患者の子や孫の健康調査はフォローされるべきだったと、のに放置された今になって、症状は軽くても慢性的なしびれや頭痛のある人が少なくないことがわかってきた。でも、救済対象からは漏れてしまうのです」というふうにこれ西日本新聞に載ってます。という方がやっぱり今度の法律では対象者となっていない、またこの芦北の出身者の方が言われているように、妊娠中のお母さんの髪の毛とかそういうものはあるわけがないという、不合理な資料の提出を求められています。今後、水俣病の歴史と言うのは、必ず裁判闘争で勝ち上がって法律ができ、これの繰り返しであります。今後ともまた年齢で線引きをされた方が立ちあがる可能性もあります。そういったことで、やはり声を上げていただきたい。このように思いますが、どうでしょうか。

○議長（藤井公明君） 楠原住民生活課長。

○住民生活課長（楠原清照君） もとよりですね、町行政、当然住民の皆様の立場あるいは弱者の立場に立って物事を考え判断し、仕事を遂行しているということでございます。しかし、本件につきましてはですね、水俣病被害者の認定、判定というものが実に専門的でございます。行政として、町は把握できないのでございます、その判断を。したがってましてですね、新聞報道等でそういうことがあると十分承知しておりますけれども、町がこれに対しいろいろな情報等がない中で、このような現状認識がない中で、議員さんが言われるようなことをそのまま国に対し意見を言うということは、今のところそぐわないと考えておるわけでございます。しかしですね、心情的には十分理解するところでございます。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1 番（坂本 登君） 最後の交際費の問題について、一言言います。他自治体でも毎月の公開はしています。公開条例に基づいてと答弁されましたが、ぜひ毎月公開していただきたい。このことを最後をお願いして質問を終わります。

○議長（藤井公明君） 坂本君の質問が終わりました。以上で一般質問を終わります。

—————○—————

日程第2 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出

日程第3 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出

日程第4 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の申出

日程第5 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

○議長（藤井公明君） 日程第2から日程第5までの各常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申出を一括議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長から、お手元に配布の申出書のとおり提起されております。お諮りします。各委員長から申し出のとおり「閉会中の継続審査及び調査」とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって「閉会中の継続審査及び調査」とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（藤井公明君） これで本日の日程はすべて終了しました。会議を閉じます。

平成24年第5回芦北町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

—————○—————

閉会 午前11時01分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員